

沼田都市計画地区計画の変更（沼田市決定）

都市計画高橋場町地区地区計画を次のように決定する。

名 称		高橋場町地区地区計画
位 置		沼田市高橋場町の一部
面 積		約 4.8 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	沼田都市計画マスタープラン改訂版に掲げる都市再生拠点・都市再生ゾーンの形成を推進し、日常生活サービスのまとまりを形成する。
	土地利用の方針	日常生活サービスに資する土地利用誘導を図りつつ、住環境を保全する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等に関する事項</p> <p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築してはならない建築物</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（は）項第二号及び第六号に掲げるもの</p> <p>2 建築基準法別表第2（に）項第二号から第五号までに掲げるもの</p> <p>3 事務所（建築基準法別表第2（い）項第二号に掲げるものを除く）</p> <p>4 畜舎（建築物に附属するもので床面積の合計が15㎡以内のものを除く）</p> <p>5 自動車修理工場</p> <p>6 建築基準法別表第2（と）項第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
備 考		

「区域は、計画図表示のとおり」